

協議会において協議が調った事項について

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第6条第1項に基づき組織した協議会において、下記の事項について協議会の協議が調ったので、公表する。

記

1. 取組内容

農林漁業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入による農山村の活性化を目指します。

具体的には、後継者不足や条件不利等により増加している耕作放棄地を活用し、太陽光発電事業を行います。この事業を通じて得られる収益の一部を地域に還元し、以下の取組を実施します。

- ・雇用の創出：発電施設の管理業務の一部を地元の業者等へ委託します。
- ・農業基盤の整備：売電収入の一部を土地改良区を通じて地域に還元し、現在営農されている農地の農道や水路の改修・維持などに充てます。

これらの取組により、地域の課題である農地の荒廃を防ぎつつ、農林業の振興と地域の活性化を図ることを目標とします。

2. 取組を行う地域・土地の所在

地 区 名：名連川（なれかわ）地区

土地の概要：昭和63年度に開拓パイロット事業で造成された農地のうち、荒廃した農地を活用します。

面 積：1,155,666 m²

3. 取組期間

本計画に基づく取組期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間に農林漁業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備を90,000kw導入し、発電運用開始から30年間取り組むこととします。

4. 取組に関わる者の役割分担

本計画の推進にあたり、関係者はそれぞれ以下の役割を担います。

【山都町】

- ・基本計画の周知、設備整備計画の審査・認定、実施状況の確認、必要に応じた指導を行います。
- ・関係者間の連携を促進します。

【発電事業者（山都太陽光発電所合同会社）】

- ・90,000kW 規模の太陽光発電設備を整備・運営します。
- ・売電収入の一部を地域に還元し、農林業の発展に資する取組（雇用創出、農業基盤整備）を実施します。
- ・地域住民への十分な説明を行い、自然環境や景観、安全確保に最大限配慮します。
- ・事業終了後は、自らの費用負担で設備を撤去し、土地の原状回復を行います。

【土地改良区】

- ・発電事業者から還元された資金を活用し、農道や水路など農業基盤の維持・改修を実施します。

【地権者】

- ・発電事業者との間で、事業終了後の原状回復や違約金等を含む適切な土地貸借契約を締結します。

【地域住民・地元業者】

- ・発電施設の管理業務を受託するなど、事業に協力します。
- ・事業計画について事業者から説明を受け、意見や要望を伝えます。